

第15回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第15期(2019年4月1日～2020年3月31日)

- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表

日本郵政株式会社

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.japanpost.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 260社

主要な会社名

日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険

なお、Toll Holdings Limited（以下「トール社」）傘下の子会社1社は設立により、持分法適用の関連会社であったSDPセンター株式会社は株式追加取得により子会社となったことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。また、株式会社J P三越マーチャングレインディング及びトール社傘下の子会社6社は清算したことにより、J Pサンキュウグローバルロジスティクス株式会社は売却したことにより、当連結会計年度から連結の範囲から除外しております。

また、SDPセンター株式会社は、2020年4月1日付で商号をゆうちょローンセンター株式会社に変更しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 3社

不動産投資に関する匿名組合 3社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 17社

株式会社ジェイエフエフズおおいた、リンベル株式会社、セゾン投信株式会社、日本ATMビジネスサービス株式会社、J P投信株式会社、トール社傘下の関連会社

なお、SDPセンター株式会社は株式追加取得により子会社となったことにより、トール社傘下の関連会社1社は清算により、また、トール社傘下の関連会社2社は売却により、当連結会計年度から持分法適用の範囲から除外しております。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 3社

不動産投資に関する匿名組合 3社

- (4) 持分法非適用の関連法人等 2社

BPO.MP COMPANY LIMITED、株式会社パルマ

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

6月末日 5社

12月末日 31社

3月末日 224社

- (2) 6月末日及び12月末日を決算日とする連結される子会社については、仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

4. のれんの償却に関する事項

のれんは、発生原因に応じて20年以内での均等償却を行っております。ただし、その金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に一括償却しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社・子法人等株式（及び出資金）並びに持分法非適用の関連法人等株式（及び出資金）については移動平均法による原価法、その他有価証券は原則として、株式については連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額（為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合を除く。）については、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同様の方法によっております。

なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く。）

有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 2年～50年

その他 2年～75年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

④ 使用権資産

トール社及び傘下の関係会社におけるリース取引に係る使用権資産については、使用権資産の耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

① 当社並びに連結される子会社及び子法人等（銀行子会社及び保険子会社を除く。）の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

② 銀行子会社における貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

銀行子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

③ 保険子会社における貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

保険子会社におけるすべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先（破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。）及び実質破綻先（実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。）に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は49百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 従業員株式給付引当金の計上基準

従業員株式給付引当金は、一部の連結される子会社及び子法人等が、各社の定める規程に基づき、従業員に対する自社の株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(8) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、当社並びに一部の連結される子会社及び子法人等が、各社の定める規程に基づき、執行役等に対する自社の株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(9) 睡眠貯金払戻損失引当金の計上基準

睡眠貯金払戻損失引当金は、負債計上を中止した貯金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 保険金等支払引当金の計上基準

保険金等支払引当金は、ご契約調査等によって判明したお客さまのご意向に沿わず不利益が発生した可能性のある契約について、これまでの実績に基づき、その不利益を解消するための将来の契約措置により生じる保険金等の支払見込額等を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（7年～14年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（7年～14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

② 退職共済年金負担に要する費用のうち、通信省及び郵政省（郵政事業に従事）に勤務し1959年1月以降に退職した者の1958年12月以前の勤務期間に係る年金給付に要する費用（以下「整理資源」という。）の負担について、当該整理資源に係る負担額を算定し「退職給付に係る資産」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

③ 退職共済年金負担に要する費用のうち、通信省及び郵政省（郵政事業に従事）に勤務し1958年12月以前に退職した者の恩給給付に要する費用（以下「恩給負担金」という。）の負担について、当該恩給負担金に係る負担額を算定し「退職給付に係る負債」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生翌連結会計年度から費用処理しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付し、収益及び費用は、期中平均相場による円換算額を付し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。また、一部の金融資産・負債から生じる金利リスクをヘッジする目的で、金利スワップの特例処理を適用しております。

なお、銀行子会社において、小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジを適用しております。ヘッジの有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貯金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に包括ヘッジとしております。

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

(14) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(15) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(16) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、2017年度において、一時払年金保険契約を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により追加して積み立てた責任準備金が含まれております。

また、2010年度より、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「郵政管理・支援機構」という。）からの受再保険の一部を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を10年間にわたり追加して積み立てることとしております。これに伴い、当連結会計年度に積み立てた額は176,734百万円であります。

(17) その他

当社並びに一部の連結される子会社及び子法人等は、当社を連結親法人として、連結納税制度を適用しております。

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

当社及び一部の国内の連結される子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（会計方針の変更）

トール社及び傘下の関係会社

当連結会計年度より、「リース」（IFRS第16号 2016年1月13日、以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しております。IFRS第16号の適用については、経過的な取扱いに従っており、会計方針の変更による累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に計上しております。

この結果、当連結会計年度の期首の有形固定資産が176,939百万円増加、その他資産が113百万円減少、その他負債が201,252百万円増加、利益剰余金が24,426百万円減少しております。なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

（未適用の会計基準等）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

当該会計基準等を2021年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

1. 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

2. 適用予定日

当該会計基準等を2021年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

1. 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものであります。

2. 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用する予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

1. 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものであります。

2. 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用する予定であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「その他負債」に含めておりました「借入金」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「借入金」は281,021百万円であります。

(会計上の見積りの変更)

従来、当社の整理資源に係る負担額の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数を9年としておりましたが、対象者の平均残余支給期間が短縮したため、当連結会計年度より費用処理年数を8年に変更しております。

この変更により、当連結会計年度の経常費用が8,284百万円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益が同額増加しております。

(追加情報)

(当社グループの役員等に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)

当社及び当社の連結される子会社である日本郵便株式会社は、当社の執行役並びに日本郵便株式会社の取締役（業務を執行していない取締役を除く。）及び執行役員（以下、併せて「本制度対象役員」という。）に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

1. 取引の概要

本制度は、株式給付規程に基づき、本制度対象役員に対し当社株式等を給付する仕組みであり、連結会計年度における業績達成度を勘案して定まる数のポイントを付与します。本制度対象役員の退任時には、当該付与ポイントに相当する当社株式及び一定割合の当社株式を退任時の時価で換算した金額相当の金銭につき、本信託から給付を行います。

本制度対象役員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は742百万円、株式数は528千株であります。

なお、当社の連結される子会社である株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険においても信託を活用した株式給付制度を導入しております。

(保険契約に係るご契約調査及び改善に向けた取組)

当社グループでは、お客さま本位の業務運営の徹底を最重要経営課題のひとつとして取り組んでおります。しかしながら、当社の連結される子会社である株式会社かんぽ生命保険において、お客さまが保障を見直される際の取り扱い等に関する社内調査を実施した結果、お客さまのご意向に沿わず不利益が発生した可能性のある事例が判明したため、お客さまへのご意向等の確認手法や、分析方法について、独立した中立・公正な第三者により構成された特別調査委員会に適宜ご説明し、ご意見をいただきながら、適正な手続きにより調査を進めてまいりました。

その調査とは、特定事案調査（契約乗換によってお客さまに不利益が発生した可能性がある類型に該当する契約に関するお客さまに対して実態を把握するための調査）及び、全ご契約調査（特定事案調査の対象を除くすべてのご契約に対して返信用はがきを同封した書面をお送りし、お客さまのご意向及びお気づきの点について、あらかじめ確認をお願いし、内容に応じて必要な対応を行う調査や、その調査対象のうち、多数回にわたって契約の消滅・新規契約が繰り返される等、その契約形態からお客さまのご意向に沿ったものではない可能性が想定される事案の調査）となります。

当連結会計年度末までのこれらの調査の結果等を踏まえ、当連結会計年度末時点において、将来のご契約の復元等により必要となる保険料の返戻や保険金のお支払いに係る保険関係費用を合理的に見積もり、保険金等支払引当金として29,722百万円計上しております。

当社及び当社の連結される子会社である日本郵便株式会社は、不適正な募集行為及びその背景にある態勢上の問題が認められたことにより、2019年12月27日、総務大臣及び金融庁より保険業法等に基づく行政処分を受けました。また、株式会社かんぽ生命保険は金融庁より保険業法に基づく行政処分を受けました。当該処分を受け、業務改善計画を策定し、2020年1月31日付けで総務大臣及び金融庁へ提出しております。当社グループは、今回の行政処分を厳粛に受け止め、策定した業務改善計画の実行を経営の最重要課題として位置付け、グループをあげて取り組んでいるところであります。

なお、これらの取り組みにより、当社グループの将来の業績に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額（連結される子会社及び子法人等の株式（及び出資金）を除く） 36,708百万円

2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引等）により貸し付けている有価証券及び有担保の消費貸借契約（代用有価証券担保付債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債等に3,190,143百万円含まれております。

現先取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は64,499百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有している有価証券は8,939,257百万円であります。

3. 貸出金のうち、延滞債権額は0百万円であります。また、貸出金のうち、破綻先債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額はありません。破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は0百万円であります。なお、当該債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	21,115,079百万円
担保資産に対応する債務	
貯金	939,049百万円
売現先勘定	14,841,880 〃
債券貸借取引受入担保金	6,459,065 〃
借入金	10,100 〃

（注）前連結会計年度の連結貸借対照表において、その他負債に含めておりました借入金は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更に伴い、担保資産に対応する債務におけるその他負債を、当連結会計年度より借入金として表示しております。なお、前連結会計年度の担保資産に対応する債務における借入金は3,980百万円であります。

上記のほか、日銀当座貸越取引、為替決済、デリバティブ取引等の担保、先物取引証拠金の代用等として、有価証券1,974,615百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金147,125百万円、保証金16,519百万円、中央清算機関差入証拠金692,575百万円及び金融商品等差入担保金294,696百万円が含まれております。

5. 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

(1) 責任準備金対応債券の連結貸借対照表計上額は9,574,646百万円、時価は10,578,535百万円であります。

(2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

保険子会社は、資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認しております。

- ① 簡易生命保険契約商品区分（残存年数30年以内の保険契約）
- ② かんば生命保険契約（一般）商品区分（すべての保険契約）
- ③ かんば生命保険契約（一時払年金）商品区分（一部の保険種類を除く。）

6. 銀行子会社における当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。契約に係る融資未実行残高は、49,700百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が20,000百万円あります。

なお、契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも銀行子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。契約には必要に応じて、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、銀行子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶ができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている銀行子会社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

また、保険子会社における貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、17,717百万円であります。

7. 有形固定資産の減価償却累計額 1,522,375百万円
 (注) 上記には、使用権資産に係る減価償却累計額は含まれておりません。

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 88,722百万円

9. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

期首残高	1,513,634百万円
契約者配当金支払額	185,042 〃
利息による増加等	8 〃
年金買増しによる減少	301 〃
契約者配当準備金繰入額	109,236 〃
期末残高	1,437,535 〃

10. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金の金額は473百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額は967百万円であります。

11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における保険子会社の今後の負担見積額は34,524百万円であります。

なお、当該負担金は、拠出した連結会計年度の業務費として処理しております。

12. 郵政管理・支援機構からの受再保険に係る責任準備金（危険準備金を除く。）は、当該受再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成17年法律第101号）による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、保険子会社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額33,324,093百万円を積み立てております。

また、当該受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金1,320,677百万円、価格変動準備金631,990百万円を積み立てております。

13. 連結貸借対照表中、「貯金」は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。
14. 連結貸借対照表中、「社債」は他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
15. システムに係る役務提供契約（ハード・ソフト・通信サービス・保守等を一体として利用する複合契約）で契約により今後の支払いが見込まれる金額は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 1年内 | 406百万円 |
| 1年超 | 149 〃 |
16. 偶発債務に関する事項
 連結される子会社の一部の借入郵便局局舎の賃貸借契約については、その全部又は一部を解約した場合において、貸主から解約補償を求めることができる旨を契約書に記載しております。解約補償額は、貸主が郵便局局舎に対して投資した総額のうち、解約時における未回収投資額を基礎に算出することとしておりますが、当連結会計年度末現在、発生する可能性のある解約補償額は68,829百万円であります。
 なお、連結される子会社の都合により解約した場合であっても、局舎を他用途へ転用する等のときは補償額を減額することから、全額が補償対象とはなりません。

連結損益計算書に関する注記

1. 郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約により、当該受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、郵政管理・支援機構のため、当連結会計年度において契約者配当準備金へ93,775百万円を繰り入れております。
2. これまでの投資不足による設備等の老朽化の改善のため、経済実態的に利用可能な耐用年数を超過している設備等や耐震改修を要する借入郵便局局舎に対して、緊急に必要な工事を実施することとしております。
 これに伴い、特別損失として、「老朽化対策工事に係る損失」を11,304百万円計上しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結 会計年度期首 株式数	当連結 会計年度 増加株式数	当連結 会計年度 減少株式数	当連結 会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	4,500,000	—	—	4,500,000	

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結 会計年度期首 株式数	当連結 会計年度 増加株式数	当連結 会計年度 減少株式数	当連結 会計年度末 株式数	摘要
--	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	----

自己株式

普通株式	456,796	－	128	456,667	(注1、2)
------	---------	---	-----	---------	--------

(注1) 当連結会計年度期首の自己株式(普通株式)には、株式給付信託が保有する当社株式656千株が含まれております。当連結会計年度末の自己株式(普通株式)には、株式給付信託が保有する当社株式528千株が含まれております。

(注2) 自己株式(普通株式)の株式数の減少128千株は、株式給付信託による給付によるものであります。

3. 配当に関する事項

剰余金の配当は、日本郵政株式会社法第11条の規定により、総務大臣の認可事項となっております。

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年 5月15日 取締役会	普通株式	101,096	25.00	2019年3月31日	2019年6月20日
2019年 11月14日 取締役会	普通株式	101,096	25.00	2019年9月30日	2019年12月6日

(注1) 2019年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金16百万円が含まれております。

(注2) 2019年11月14日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金15百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの(予定)

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年 5月15日 取締役会	普通株式	101,096	利益剰余金	25.00	2020年3月31日	2020年6月18日

(注1) 上記効力発生日までに総務大臣の認可を得ることを前提としております。

(注2) 配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金13百万円が含まれております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループにおいて、銀行子会社及び保険子会社の保有する金融資産及び金融負債の多くは市場変動による価値変化等を伴うものであるため、将来の金利・為替変動により安定的な期間損益の確保が損なわれる等の不利な影響が生じないように管理していく必要があります。

このため、両社それぞれにおいて、資産・負債の総合管理（ALM）を実施して収益及びリスクの適切な管理に努めており、その一環として、金利スワップ、通貨スワップ、為替予約取引等のデリバティブ取引も行っております。

デリバティブ取引は運用資産の金利・為替変動リスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けております。

また、両社とも、収益向上の観点から、リスク管理態勢の強化に努めつつ、許容可能な範囲でリスク資産への運用にも取り組んでおります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループにおいて、銀行子会社及び保険子会社が保有する金融資産の主なものは、国債を中心とする国内債券や外国債券等の有価証券、貸付や金銭の信託を通じた株式への投資などです。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されております。

ALMの観点から、金利関連取引については、金利変動に伴う有価証券、貸出金、定期性預金等の将来の経済価値変動リスク・金利リスクを回避するためのヘッジ手段として、金利スワップ取引を行っております。

また、通貨関連取引については、銀行子会社及び保険子会社が保有する外貨建資産の為替評価額及び償還金・利金の円貨換算額の為替変動リスクを回避するためのヘッジ手段等として、通貨スワップ又は為替予約取引を行っております。

なお、デリバティブ取引でヘッジを行う際には、財務会計への影響を一定の範囲にとどめるため、所定の要件を満たすものについてはヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

グループリスク管理における基本方針として、リスク管理の基本原則、日本郵政グループ各社が管理対象とすべきリスク区分などリスク管理に当たって遵守すべき基本事項を事業子会社各社との間の「グループ運営のルールに関する覚書」に定め、グループのリスク管理を実施しております。

さらに、グループ各社のリスク管理の状況を定期的に経営会議に報告するとともに、グループリスク管理の方針やグループリスク管理態勢などの協議を行っております。

市場リスク・信用リスク等のリスクについては、それぞれの会社において計量化するリスクを特定し、客観性・適切性を確保した統一的な尺度であるVaR（バリュー・アット・リスク：一定の確率のもとで被る可能性がある予想最大損失額）等により計測しております。当社は個々の会社ごとに計測されたリスク量が各社の資本量に対して適正な範囲に収まることを確認することによりリスクを管理しております。

① 信用リスクの管理

銀行子会社及び保険子会社は、それぞれ信用リスク管理に関する諸規程に基づき、VaRにより信用リスク量を定量的に計測・管理しております。また、与信集中リスクを抑えるために、個社及び企業グループごとに「与信限度」等を定め、期中の管理等を行っております。

② 市場リスクの管理

銀行子会社及び保険子会社は、それぞれ市場リスク管理に関する諸規程に基づき、VaRにより市場リスク量を定量的に計測・管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

銀行子会社及び保険子会社は、それぞれ資金繰りに関する指標等を設定し、資金流動性リスクの管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	53,680,384	53,680,384	－
(2) コールローン	1,420,000	1,420,000	－
(3) 買現先勘定	9,731,897	9,731,897	－
(4) 債券貸借取引支払保証金	3,304,202	3,304,202	－
(5) 買入金銭債権	634,394	634,394	－
(6) 商品有価証券			
売買目的有価証券	31	31	－
(7) 金銭の信託	7,124,573	7,121,936	△ 2,637
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	59,906,432	66,614,935	6,708,502
責任準備金対応債券	9,574,646	10,578,535	1,003,888
関係会社株式	1,181	672	△ 509
その他有価証券	119,865,191	119,865,191	－
(9) 貸出金	10,624,482		
貸倒引当金（*1）	△ 141		
	10,624,340	11,023,241	398,900
資産計	275,867,278	283,975,424	8,108,145
(1) 貯金	181,377,859	181,422,722	44,863
(2) 売現先勘定	14,855,624	14,855,624	－
(3) 債券貸借取引受入担保金	6,509,525	6,509,525	－
(4) 借用金	302,200	302,265	65
(5) 社債	100,000	98,740	△ 1,260
負債計	203,145,210	203,188,878	43,668
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	863	863	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(499,408)	(499,408)	－
デリバティブ取引計	(498,544)	(498,544)	－

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(表示方法の変更)

借入金は、重要性が増したため、当連結会計年度より記載しております。なお、前連結会計年度の借入金は、連結貸借対照表計上額281,021百万円、時価281,118百万円、差額96百万円であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン、(3) 買現先勘定、(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

ブローカー等から提示された価格を時価としております。

(6) 商品有価証券

日本銀行の買取価格を時価としております。

(7) 金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、株式については取引所等の価格、債券については日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値を時価としております。デリバティブ取引については、情報ベンダーが提供する価格等を時価としております。また、貸出金については貸出金ごとに、元利金の合計額を当該貸出金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「金銭の信託に関する注記」に記載しております。

(8) 有価証券

株式については取引所等の価格、債券については、取引所の価格、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式により算定された価額又はブローカー等から提示された価格等を時価としております。また、投資信託については、基準価額等を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「有価証券に関する注記」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格等を時価としております。

また、貸出金のうち、当該貸出を担保資産の一定割合の範囲内に限っているものについては、返済期間及び金利条件等により、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 貯金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フロー発生見込額を割り引いて現在価値を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

(2) 売現先勘定、(3) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 社債

日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約、通貨スワップ）、株式関連取引（株式指数先物）、債券関連取引（債券先物）、クレジット・デリバティブ取引（クレジット・デフォルト・スワップ）等であり、取引所の価格、割引現在価値等により時価を算定しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（7）金銭の信託」及び「資産（8）有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
金銭の信託（*1）	679,576
有価証券	
非上場株式（*2）	38,759
投資信託（*3）	1,692,354
組合出資金（*4）	48,485
合計	2,459,175

（*1）金銭の信託のうち、信託財産構成物が私募リートなど時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*3）投資信託のうち、信託財産構成物が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（*4）組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	52,573,493	—	—	—	—	—
コールローン	1,420,000	—	—	—	—	—
買現先勘定	9,731,897	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払 保証金	3,304,202	—	—	—	—	—
買入金銭債権	307,044	20,356	23,836	76,319	34,107	168,666
有価証券						
満期保有目的の債券	4,229,790	17,970,815	5,114,461	2,487,256	7,550,165	22,075,212
責任準備金対応債券	416,864	1,639,654	1,363,681	511,400	1,857,700	3,572,773
その他有価証券のうち 満期があるもの	12,189,031	16,183,879	13,636,672	7,644,259	10,690,819	16,303,375
貸出金	4,275,308	1,927,834	1,457,155	951,536	968,494	1,038,761
合計	88,447,632	37,742,540	21,595,807	11,670,772	21,101,287	43,158,789

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
貯金(*)	104,250,334	15,016,765	13,244,338	15,125,567	33,740,852	—
売現先勘定	14,855,624	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入 担保金	6,509,525	—	—	—	—	—
借入金	273,876	25,924	2,400	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	100,000
合計	125,889,360	15,042,689	13,246,738	15,125,567	33,740,852	100,000

(*) 貯金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

有価証券に関する注記

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2020年3月31日現在）

売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額はありません。

2. 満期保有目的の債券（2020年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	49,020,592	55,280,312	6,259,720
	地方債	5,756,457	6,030,777	274,320
	社債	3,455,252	3,634,851	179,598
	その他	98,000	98,238	238
	小計	58,330,301	65,044,179	6,713,878
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	234,148	233,940	△ 208
	地方債	606,652	605,239	△ 1,412
	社債	735,330	731,575	△ 3,754
	その他	—	—	—
	小計	1,576,131	1,570,755	△ 5,375
合計		59,906,432	66,614,935	6,708,502

3. 責任準備金対応債券（2020年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	8,157,329	9,096,775	939,446
	地方債	553,234	578,358	25,124
	社債	611,848	654,734	42,885
	小計	9,322,412	10,329,868	1,007,456
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	9,450	9,449	△ 0
	地方債	17,033	16,980	△ 53
	社債	225,751	222,237	△ 3,513
	小計	252,234	248,667	△ 3,567
合計		9,574,646	10,578,535	1,003,888

4. その他有価証券（2020年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	株式	69,623	62,691	6,931
	債券	41,393,911	40,442,424	951,487
	国債	30,381,351	29,542,094	839,256
	地方債	4,715,611	4,686,343	29,268
	短期社債	—	—	—
	社債	6,296,948	6,213,986	82,961
	その他	22,327,099	20,681,389	1,645,709
	うち外国債券	17,600,611	16,203,942	1,396,668
	うち投資信託	4,496,831	4,252,191	244,639
	小計	63,790,633	61,186,505	2,604,128
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	株式	233,286	282,435	△ 49,149
	債券	7,715,214	7,767,834	△ 52,620
	国債	2,564,027	2,601,945	△ 37,918
	地方債	1,074,741	1,076,175	△ 1,434
	短期社債	806,975	806,975	—
	社債	3,269,471	3,282,738	△ 13,267
	その他	49,360,451	52,319,052	△ 2,958,600
	うち外国債券	10,530,434	11,122,497	△ 592,063
	うち投資信託	37,795,272	40,161,648	△ 2,366,376
	小計	57,308,952	60,369,322	△ 3,060,370
合計	121,099,586	121,555,828	△ 456,242	

5. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

6. 当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
債券	198,497	5,779	—
国債	198,497	5,779	—
合計	198,497	5,779	—

7. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	192,725	15,462	△ 13,073
債券	1,189,297	13,095	△ 3,454
国債	1,097,032	12,814	△ 2,578
社債	92,265	280	△ 875
その他	2,026,051	35,829	△ 29,440
うち外国債券	1,067,089	20,842	△ 18,166
うち投資信託	958,961	14,987	△ 11,273
合計	3,408,074	64,387	△ 45,967

8. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、2,709百万円であります。

金銭の信託に関する注記

1. 運用目的の金銭の信託（2020年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2020年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2020年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	7,124,573	6,336,509	788,063	1,208,799	△ 420,736

(注1) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(注2) その他の金銭の信託において信託財産を構成している有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当連結会計年度における減損処理額は、41,316百万円であります。

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

(1) 当社及び主な連結される子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。なお、一部の連結される子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。また、当社の退職給付債務には、整理資源及び恩給負担金に係る負担額が含まれております。

なお、整理資源及び恩給負担金に係る負担額について、退職給付信託を設定しております。

(2) 一部の連結される子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。また、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）」に基づく退職等年金給付の制度への当社及び一部の連結される子会社の要拠出額は、当連結会計年度10,793百万円であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,624,564	百万円
勤務費用	116,279	〃
利息費用	16,761	〃
数理計算上の差異の発生額	△ 13,112	〃
退職給付の支払額	△ 187,100	〃
その他	△ 96	〃
退職給付債務の期末残高	2,557,296	〃

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	438,504	百万円
期待運用収益	1,009	〃
数理計算上の差異の発生額	△ 2,624	〃
事業主からの拠出額	232	〃
退職給付の支払額	△ 44,760	〃
年金資産の期末残高	392,362	〃

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	337,222	百万円
整理資源	331,080	〃
恩給負担金	396	〃
企業年金	5,744	〃
年金資産	△ 392,362	〃
整理資源	△ 385,579	〃
恩給負担金	△ 228	〃
企業年金	△ 6,554	〃
	△ 55,140	〃
非積立型制度の退職給付債務	2,220,074	〃
退職一時金	2,220,074	〃
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,164,933	〃
退職給付に係る負債	2,220,241	〃
退職給付に係る資産	△ 55,308	〃
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,164,933	〃

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額		
勤務費用	116,279	百万円
利息費用	16,761	〃
期待運用収益	△ 1,009	〃
数理計算上の差異の費用処理額	△ 20,353	〃
過去勤務費用の費用処理額	△ 34,373	〃
その他	△ 56	〃
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>77,246</u>	〃

(5) 退職給付に係る調整額		
退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。		
過去勤務費用	△ 34,373	百万円
数理計算上の差異	△ 9,864	〃
合計	<u>△ 44,238</u>	〃

(6) 退職給付に係る調整累計額		
退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。		
未認識過去勤務費用	135,614	百万円
未認識数理計算上の差異	77,035	〃
合計	<u>212,649</u>	〃

(7) 年金資産に関する事項		
① 年金資産の主な内訳		
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。		
債券	82	%
株式	0	〃
生保一般勘定	0	〃
その他	18	〃
合計	<u>100</u>	〃

(注) 年金資産合計には、整理資源及び恩給負担金に対して設定した退職給付信託が98%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産から現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項		
当連結会計年度末における数理計算上の計算基礎		
割引率	0.2～0.7	%
長期期待運用収益率	0.1～2.0	%

3. 確定拠出制度

一部の連結される子会社の確定拠出制度への要拠出額は、14,737百万円であります。

企業結合等に関する注記

(共通支配下の取引等)

子会社株式の一部売却

当社は、当社が保有する連結される子会社である株式会社かんば生命保険の普通株式の一部につき、以下のとおり売却を実施しました。

1. 取引の概要

(1) 取引の概要及び目的

郵政民営化法において、当社は、株式会社かんば生命保険及び株式会社ゆうちょ銀行（以下「金融2社」）の株式について、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況とユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされています。この趣旨に沿って、まずは、保有割合が50%程度となるまで段階的に売却していく方針であります。

上記方針に従い、株式会社かんば生命保険の株価、当社の資金需要、当社の連結業績への影響等を勘案した上で、株式会社かんば生命保険の普通株式の一部の売出し（以下「本売出し」）を実施しました。

また、これに先立ち、株式会社かんば生命保険が実施した自己株式の取得に応じて、当社が保有する株式会社かんば生命保険の普通株式の一部を売却（以下「株式会社かんば生命保険が実施した自己株式の取得に応じた売却」）しました。

(2) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称：株式会社かんば生命保険

事業の内容：生命保険業

(3) 企業結合日

① 本売出し

2019年4月23日

② 株式会社かんば生命保険が実施した自己株式の取得に応じた売却

2019年4月8日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の一部の売却

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の一部売却

(2) 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

50,199百万円

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結される子会社及び子法人等では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）や賃貸商業施設等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
485,565	668,082

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注2）時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき算定した金額であります。

（注3）開発中の賃貸等不動産（連結貸借対照表計上額 118,919百万円）は、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額 2,704円24銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益 119円64銭

（注1）株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たりの純資産額の算定上、当連結会計年度末の普通株式の数から控除する自己株式に含めております。なお、1株当たりの純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度末株式数は、528,300株であります。

（注2）株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の当連結会計年度における期中平均株式数は、626,486株であります。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち、株式については決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同様の方法によっております。
なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産の評価基準及び評価方法は、移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価の切下げの方法）によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 ：2年～50年
その他 ：2年～60年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
耐用年数については、法人税法の定めと同一の基準によっております。
自社利用のソフトウェアについては当社における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 投資損失引当金
子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。
 - (3) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (4) ポイント引当金
顧客へ付与されたポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

① 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

② 退職共済年金負担に要する費用のうち、通信省及び郵政省（郵政事業に従事）に勤務し1959年1月以降に退職した者の1958年12月以前の勤務期間に係る年金給付に要する費用（以下「整理資源」という。）の負担について、当該整理資源に係る負担額を算定し「退職給付引当金」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額を発生の日次事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

③ 退職共済年金負担に要する費用のうち、通信省及び郵政省（郵政事業に従事）に勤務し1958年12月以前に退職した者の恩給給付に要する費用（以下「恩給負担金」という。）の負担について、当該恩給負担金に係る負担額を算定し「退職給付引当金」に含めて計上しております。

なお、当社は退職給付信託を設定しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を発生の日次事業年度から費用処理しております。

(6) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づき、執行役に対する当社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(7) 公務災害補償引当金

公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合の職員又は遺族に対する年金の支出に備えるため、当事業年度末における公務災害補償に係る債務を計上しております。

数理計算上の差異については、発生時における対象者の平均残余支給期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を発生の日次事業年度から費用処理しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. その他

(1) 連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(2) 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りの変更)

従来、整理資源に係る退職給付引当金の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数を9年としておりましたが、対象者の平均残余支給期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を8年に変更しております。

この変更により、当事業年度の営業費用が8,284百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が同額増加しております。

(追加情報)

(役員に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)

執行役に対する信託を活用した業績連動型株式報酬制度に関する注記については、連結注記表に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	19,460百万円
2. 有形固定資産の圧縮記帳額	11,290百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	350,599百万円
関係会社に対する長期金銭債権	2,946百万円
関係会社に対する短期金銭債務	16,790百万円
4. たな卸資産	
たな卸資産の内訳は以下のとおりであります。	
貯蔵品	248百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業取引	
営業収益	256,216百万円
営業費用	13,826百万円
営業取引以外の取引高	49,437百万円
2. ブランド価値使用料	
当社グループが持つブランド力を自社の事業活動に活用できる利益の対価として、当社が子会社から受け取る収益を計上するものです。	

3. 老朽化対策工事負担金

当社の子会社である日本郵便株式会社は、これまでの投資不足による設備等の老朽化の改善のため、経済実態的に利用可能な耐用年数を超過している設備等や耐震改修を要する借入郵便局局舎に対して、緊急に必要な工事を実施しております。

これらの工事は、日本郵政公社からの業務等の承継以前を含めて、過去の修繕工事の実施が不十分であったことに起因するところが大きく、定常的に行う修繕等とは性質を異にするため、グループの経営管理を行う当社がその費用を「老朽化対策工事負担金」として計上するものです。

4. 管理費がマイナスとなっているのは、主として退職給付費用の整理資源に係る過去勤務費用の償却等によるものです。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 配当に関する事項

剰余金の配当は、日本郵政株式会社法第11条の規定により、総務大臣の認可事項となっております。

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年 5月15日 取締役会	普通株式	101,096	25.00	2019年3月31日	2019年6月20日
2019年 11月14日 取締役会	普通株式	101,096	25.00	2019年9月30日	2019年12月6日

(注1) 2019年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金16百万円が含まれております。

(注2) 2019年11月14日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金15百万円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの(予定)

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年 5月15日 取締役会	普通株式	101,096	利益剰余金	25.00	2020年3月31日	2020年6月18日

(注1) 上記効力発生日までに総務大臣の認可を得ることを前提としております。

(注2) 配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金13百万円が含まれております。

2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 456,667,501株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	380,941百万円
退職給付引当金	126,096百万円
賞与引当金	501百万円
その他	42,052百万円
繰延税金資産小計	549,591百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 380,941百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 168,650百万円
評価性引当額	△ 549,591百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	－百万円
繰延税金資産 (△は負債) の純額	－百万円

(企業結合等に関する注記)

(共通支配下の取引等)

子会社株式の一部売却

当社は、当社が保有する連結子会社である株式会社かんば生命保険の普通株式の一部につき、以下のとおり売却を実施しました。この売却により関係会社株式売却益が129,365百万円発生しております。

1. 取引の概要

(1) 取引の概要及び目的

郵政民営化法において、当社は、株式会社かんば生命保険及び株式会社ゆうちょ銀行（以下「金融2社」）の株式について、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況とユニバーサルサービスの責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされています。この趣旨に沿って、まずは、保有割合が50%程度となるまで段階的に売却していく方針であります。

上記方針に従い、株式会社かんば生命保険の株価、当社の資金需要、当社の連結業績への影響等を勘案した上で、株式会社かんば生命保険の普通株式の一部の売出し（以下「本売出し」）を実施しました。

また、これに先立ち、株式会社かんば生命保険が実施した自己株式の取得に応じて、当社が保有する株式会社かんば生命保険の普通株式の一部を売却（以下「株式会社かんば生命保険が実施した自己株式の取得に応じた売却」）しました。

(2) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称：株式会社かんば生命保険

事業の内容：生命保険業

(3) 企業結合日

① 本売出し

2019年4月23日

② 株式会社かんば生命保険が実施した自己株式の取得に応じた売却

2019年4月8日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の一部の売却

- (5) 結合後企業の名称
変更ありません。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	日本郵便株式会社	所有 直接 100%	郵便・物流業務及び 窓口業務を営む 重要な子会社	工事費用の 負担 (注)	12,094	未払金	12,094

上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 工事費用は、日本郵便株式会社との覚書に基づき、同社が「老朽化対策工事に係る損失」として計上した実費相当額を負担しております。

（1株当たり情報の注記）

1株当たり純資産額 1,986円40銭

1株当たり当期純利益 98円35銭

(注1) 株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、当事業年度末の普通株式の数から控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度末株式数は、528,300株であります。

(注2) 株式給付信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の当事業年度における期中平均株式数は、626,486株であります。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。